

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 平成二十七年年度自衛官第一次募集（自衛官候補生）
 - 指定介護療養型医療施設の指定の辞退
 - 指定居室サービスの事業の廃止
 - 特定計量器定期検査
 - 海岸保全区域の指定
 - 海岸保全区域の指定の変更
 - 生産物等売払代金の収納事務の委託
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
 - 土地改良区の定款変更の認可
 - 農用地利用配分計画の認可
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - " "
 - " "
 - 一般競争入札の実施

危機管理課

長寿社会課

"

産業企画課

耕地課

"

教育委員会

県民生活交通課

耕地課

農村振興課

建築指導課

教育委員会

"

"

教育委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十六号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十七年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成二十七年四月十三日から同年六月十六日まで

四 採用試験種目

- 1 筆記試験
- 2 口述試験
- 3 適性検査
- 4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

平成二十七年六月二十日及び同月二十一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定月

平成二十七年七月上旬から同年九月下旬までの間又は平成二十八年三月下旬から同年四月下旬までの間

九 採用予定者数

1 平成二十七年七月上旬から同年九月下旬までの間の採用予定者数

陸上要員 合格者のうち北海道入隊希望者数

海上要員 若干名

航空要員 若干名

2 平成二十八年三月下旬から同年四月上旬までの間の採用予定者数

陸上要員 未定（参考 平成二十六年採用者数六十四名）

海上要員 未定（参考 平成二十六年採用者数十一名）

航空要員 未定（参考 平成二十六年採用者数十九名）

十 その他

1 現に高等学校に在学中の者は、受験することができない。

2 詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三二四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第二百三十七号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

医療法人勝山病院

2 開設場所

岡山県真庭市本郷一八一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九

三 辞退年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三四一〇一〇六

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第二百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人勝山病院

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人美甘会

2 所在地

岡山県真庭市本郷一八一九

三 廃止年月日

平成二十七年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三四一〇一〇六

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第二百四十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部耕地課及び岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 カブト・拓海海 岸カブト・拓海 地区海岸保全区 域	基点1と補助点2を結んだ線、補助点2から補助点84までを順次結んだ線、補助点84と補助点1-2を結んだ線、補助点1-2と補助点1-1を結んだ線及び補助点1-1と基点1を結んだ線により囲まれた区域	基点1 笠岡市笠岡字古城山2369番1の国土地理院三等三角点「古城山」（北緯34° 29' 52" 274, 東経133° 30' 32" 198）から290° 54' の方向へ距離1, 646mの地点
73m 方位 磁 北)	基点2	基点1から 123° 17' の方向へ距離110.0mの地点
	基点3	基点2から 127° 18' の方向へ距離430.0mの地点
	基点4	基点3から 127° 18' の方向へ距離601.0mの地点
	基点5	基点4から 143° 12' の方向へ距離 49.0mの地点
	基点6	基点5から 143° 12' の方向へ距離100.0mの地点
	基点7	基点6から 143° 12' の方向へ距離150.0mの地点
	基点8	基点7から 143° 12' の方向へ距離350.0mの地点
	基点9	基点8から 143° 12' の方向へ距離300.0mの地点
	基点10	基点9から 143° 12' の方向へ距離350.0mの地点
	基点11	基点10から 143° 12' の方向へ距離 55.0mの地点
	基点12	基点11から 151° 51' の方向へ距離245.0mの地点
	基点13	基点12から 151° 51' の方向へ距離 50.0mの地点
	基点14	基点13から 151° 51' の方向へ距離250.0mの地点

基点15	基点14から	151° 51′	の方向	～距離300.0m	の地点
基点16	基点15から	151° 51′	の方向	～距離204.0m	の地点
基点17	基点16から	170° 24′	の方向	～距離46.0m	の地点
基点18	基点17から	170° 24′	の方向	～距離150.0m	の地点
基点19	基点18から	170° 24′	の方向	～距離76.0m	の地点
補助点1-1	基点2から	310° 49′	の方向	～距離111.0m	の地点
補助点1-2	基点2から	315° 10′	の方向	～距離83.4m	の地点
補助点2	基点2から	301° 45′	の方向	～距離110.1m	の地点
補助点3	基点2から	293° 15′	の方向	～距離191.8m	の地点
補助点4	基点2から	290° 47′	の方向	～距離196.6m	の地点
補助点5	基点2から	270° 22′	の方向	～距離232.9m	の地点
補助点6	基点2から	252° 38′	の方向	～距離169.9m	の地点
補助点6-1	基点2から	188° 38′	の方向	～距離157.7m	の地点
補助点7	基点3から	263° 47′	の方向	～距離201.0m	の地点
補助点8	基点3から	261° 44′	の方向	～距離193.0m	の地点
補助点9	基点3から	261° 17′	の方向	～距離193.0m	の地点
補助点10	基点3から	260° 25′	の方向	～距離190.0m	の地点
補助点11	基点3から	262° 07′	の方向	～距離184.0m	の地点
補助点12	基点3から	260° 03′	の方向	～距離183.0m	の地点
補助点12-1	基点3から	217° 18′	の方向	～距離134.0m	の地点
補助点13	基点4から	225° 53′	の方向	～距離135.0m	の地点
補助点13-1	基点4から	213° 06′	の方向	～距離142.0m	の地点
補助点14	基点5から	211° 51′	の方向	～距離143.0m	の地点
補助点15	基点6から	233° 57′	の方向	～距離178.0m	の地点
補助点16	基点6から	196° 17′	の方向	～距離222.0m	の地点
補助点17	基点7から	221° 04′	の方向	～距離136.0m	の地点
補助点17-1	基点8から	233° 13′	の方向	～距離133.0m	の地点
補助点18	基点9から	239° 07′	の方向	～距離134.0m	の地点
補助点19	基点9から	237° 54′	の方向	～距離138.0m	の地点
補助点20	基点9から	231° 51′	の方向	～距離137.0m	の地点

補助点21	基点9から	231° 15′	の方向～距離	138.0mの地点
補助点22	基点10から	239° 18′	の方向～距離	139.0mの地点
補助点23	基点10から	236° 41′	の方向～距離	138.0mの地点
補助点24	基点10から	235° 36′	の方向～距離	151.0mの地点
補助点25	基点10から	235° 10′	の方向～距離	152.0mの地点
補助点26	基点12から	224° 39′	の方向～距離	167.0mの地点
補助点27	基点12から	223° 36′	の方向～距離	166.0mの地点
補助点28	基点12から	213° 29′	の方向～距離	110.0mの地点
補助点29	基点13から	235° 19′	の方向～距離	97.0mの地点
補助点30	基点13から	234° 51′	の方向～距離	90.0mの地点
補助点30-1	基点14から	241° 51′	の方向～距離	90.0mの地点
補助点31	基点15から	250° 51′	の方向～距離	92.0mの地点
補助点32	基点15から	250° 39′	の方向～距離	94.0mの地点
補助点33	基点15から	231° 40′	の方向～距離	96.0mの地点
補助点34	基点15から	224° 11′	の方向～距離	99.0mの地点
補助点35	基点15から	210° 41′	の方向～距離	85.0mの地点
補助点36	基点15から	201° 03′	の方向～距離	86.0mの地点
補助点37	基点15から	179° 14′	の方向～距離	92.0mの地点
補助点38	基点15から	158° 14′	の方向～距離	149.0mの地点
補助点39	基点15から	156° 28′	の方向～距離	153.0mの地点
補助点40	基点15から	156° 39′	の方向～距離	157.0mの地点
補助点41	基点16から	317° 33′	の方向～距離	31.0mの地点
補助点42	基点16から	325° 43′	の方向～距離	14.0mの地点
補助点43	基点16から	324° 47′	の方向～距離	12.0mの地点
補助点44	基点16から	310° 32′	の方向～距離	10.0mの地点
補助点45	基点16から	279° 24′	の方向～距離	12.0mの地点
補助点46	基点16から	256° 42′	の方向～距離	19.0mの地点
補助点47	基点17から	243° 18′	の方向～距離	34.0mの地点
補助点48	基点17から	244° 04′	の方向～距離	49.0mの地点
補助点49	基点17から	272° 32′	の方向～距離	75.0mの地点

補助点50	基点17から	266° 49′	の方向～距離	81.0mの地点
補助点51	基点17から	265° 34′	の方向～距離	90.0mの地点
補助点52	基点17から	255° 48′	の方向～距離	90.0mの地点
補助点53	基点18から	237° 26′	の方向～距離	96.0mの地点
補助点54	基点18から	238° 54′	の方向～距離	100.0mの地点
補助点55	基点18から	241° 39′	の方向～距離	105.0mの地点
補助点56	基点18から	240° 42′	の方向～距離	116.0mの地点
補助点57	基点18から	232° 48′	の方向～距離	106.0mの地点
補助点58	基点18から	232° 32′	の方向～距離	106.0mの地点
補助点59	基点18から	230° 56′	の方向～距離	104.0mの地点
補助点60	基点18から	231° 15′	の方向～距離	102.0mの地点
補助点61	基点18から	227° 46′	の方向～距離	97.0mの地点
補助点62	基点18から	227° 01′	の方向～距離	101.0mの地点
補助点63	基点18から	208° 03′	の方向～距離	102.0mの地点
補助点64	基点19から	290° 07′	の方向～距離	26.0mの地点
補助点65	基点19から	283° 32′	の方向～距離	20.0mの地点
補助点66	基点19から	191° 16′	の方向～距離	12.0mの地点
補助点67	基点19から	236° 59′	の方向～距離	7.0mの地点
補助点68	基点19から	308° 32′	の方向～距離	11.0mの地点
補助点69	基点19から	333° 37′	の方向～距離	7.0mの地点
補助点70	基点19から	23° 15′	の方向～距離	6.0mの地点
補助点71	基点19から	89° 14′	の方向～距離	15.0mの地点
補助点72	基点19から	96° 03′	の方向～距離	18.0mの地点
補助点73	基点19から	93° 39′	の方向～距離	18.0mの地点
補助点75	基点19から	80° 23′	の方向～距離	86.0mの地点
補助点76	基点16から	71° 07′	の方向～距離	87.0mの地点
補助点77	基点14から	61° 50′	の方向～距離	86.0mの地点
補助点78	基点11から	57° 25′	の方向～距離	86.0mの地点
補助点79	基点10から	53° 12′	の方向～距離	86.0mの地点
補助点80	基点8から	53° 12′	の方向～距離	86.0mの地点

補助点81	基点5から	53° 12′ の方向～距離	86.0mの地点
補助点82	基点4から	45° 16′ の方向～距離	87.0mの地点
補助点83	基点3から	37° 18′ の方向～距離	86.0mの地点
補助点83-1	基点2から	102° 08′ の方向～距離	202.3mの地点
補助点84	基点2から	35° 18′ の方向～距離	86.1mの地点

◎岡山県告示第二百四十一号

平成十三年岡山県告示第百三号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表岡山県岡山沿岸笠岡海岸カブト・拓海地区海岸保全区域の項を削る。

平成27年4月28日 岡山県公報 第11681号

◎岡山県告示第二百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
生産物等売払代金に係る収納事務
- 二 委託した収入の種類
生産物等売払代金
- 三 委託を受けた者の住所及び名称
 - 1 玉野市田井二丁目四四六四番地
有限会社みどりの館みやま 代表取締役 黒田 晋
 - 2 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五番地
岡山東農業協同組合 代表理事組合長 長田 謙二
 - 3 岡山市東区瀬戸町観音寺八八三番地
青空会 管理者 石原 靖子
 - 4 赤磐市松木四八〇番地の三
株式会社Aコープ西日本 Aコープくまやま店 店長 矢部 健一
 - 5 赤磐市馬屋五六一一
有限会社稚媛の里 代表取締役 安井 正
- 四 委託を受けた事務を行う場所
 - 1 玉野市田井二丁目四四六四番地
玉野市農林水産振興センター
 - 2 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五番地
岡山東農業協同組合営農販売部
 - 3 岡山市東区瀬戸町観音寺二一八の四番地
玉井青空市販売所
 - 4 赤磐市松木四八〇番地の三
株式会社Aコープ西日本Aコープくまやま店販売所
 - 5 赤磐市馬屋五六一一

五
有限会社稚媛の里販売所
委託の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

〔二六二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こどもとともに交流会

三 代表者の氏名

嶋津 和代

四 主たる事務所の所在地

岡山市北区内山下二丁目三番二号ふるさと文化協会内

五 定款に記載された目的

この法人は、社会に対しての働きかけを行うことにより、次世代を担う人たちの「現在」と「未来」が健全なものとなることに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

目的、特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類、主たる事務所及びその他の事務所の所在地、社員の資格の得喪に関する事項、役員に関する事項、会議に関する事項並びに定款の変更に関する事項

(一六三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 認可年月日

平成二十七年四月十六日

平成27年4月28日 岡山県公報 第11681号

〔一六四〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
白神 健二	倉敷市黒石五八一―一	倉敷市新田字東六割三〇二五―一他十八筆	
宇埜 堅	倉敷市黒石二七	倉敷市黒石字外新田三三三―一六	
きはんトライ アングル興業 有限会社	美作市壬生一五六	美作市宮本字九反田一〇九―一	
高取 道廣	勝田郡奈義町成松二一七 ―一	勝田郡奈義町成松字吹ケ坪二一五他十四筆	
二宮 圭司	勝田郡奈義町滝本二二五	勝田郡奈義町滝本字六斗三四六五―一	
株式会社ライ スクロップ長 尾	勝田郡奈義町柿三九九	勝田郡奈義町上町川字椿ノ元三六七―一 他三筆	
高井 喜生	勝田郡奈義町関本六二八	勝田郡奈義町関本字ヒガシダ九二三―一 他二筆	
農事組合法人 関本宮農組合	勝田郡奈義町関本二六八	勝田郡奈義町行方字神田一三九―一他十 一筆	

二 認可年月日

平成二十七年四月二十二日

三 申請年月日

平成二十七年四月一日

〔一六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字山ノ端二五六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市四十瀬四二五―五（エクセレント大高V一〇二）

妹尾 孝司

妹尾由美子

三 許可番号

岡山県指令建指第二八五号

〔一六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字西田一四五八一四、一四五八一五、一四五八一〇、一四五八一

一一、一四五八一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市奥坂一三七二

若原 和美

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇〇号

〔一六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島四九六二―二三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目一―五〇

両備ホールディングス株式会社

代表取締役 松田 久

三 許可番号

岡山県指令建指第三三八号

〔一六八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立図書館総合システム 1式

(2) 調達の内容

入札仕様書及び岡山県立図書館総合システム I C T 基盤への移行業務に係るリース調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての調達物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する運用・保守作業等に要する契約期間中の一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（調達物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、

第11681号 岡山県公報 平成27年4月28日

資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538(直通)

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-0823 岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館総務・メディア課企画・メディア班

電話(086)224-1286

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成27年4月28日(火)から同年5月14日(木)まで(同月7日(木)及び同月11日(月)を除く。)

イ 交付場所

(1)の交付場所にて直接交付する。

(3) 入札書の提出方法

ア 郵便又は信書便による場合

(7) 提出期限

平成27年6月9日(火) 17時

(4) 提出場所

(1)の場所

イ 持参による場合

(7) 受領日時

平成27年6月10日(水) 11時(入札の開始前及び開札開始後においては、入

札書の提出を受け付けない。)

(4) 場所

岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館3階図書館情報室

5 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を作成し、平成27年5月14日(木)17時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。なお、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。)第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を

免除する場合がある。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書の作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :
Digital Archive and Library System of the Okayama Prefectural Library,
including operation and maintenance services, 1 set

(2) Lease period :
From 1 March, 2016 through 28 February, 2021

(3) Delivery Place :
Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :
11 : 00 AM 10 June, 2015

(5) Contact point for the notice :
Planning and Media Team, General Affairs and Media Section, Okayama
Prefectural Library, 2-6-30 Marunouchi, kita-ku, Okayama-shi, Okayama
-ken, 700-0823, Japan
TEL : (086) 224-1286